

逦増定期保険(07)

無配当逦増定期保険(初期低解約返戻金型)

あなたとあなたの企業とともに、
ステップアップする保険。

経営者の皆さまへ。

永遠の企業繁栄のために欠かせない、
資金計画の準備はもうお済みですか？

重要

会社の社会的信用を維持するために。

事業保障資金

「経営者の信頼度=会社の信用度」。経営者に万一のことがあると、金融機関・取引先に対する信用が低下することもあり、また会社に対する従業員の不安が増大することもあります。社会的信用の裏付資金として、事業保障資金の確保が必要です。

【事業保障資金の目安】

借入相当額(短期借入金+買掛金・支払手形)+従業員の年間給与総額

ご遺族の生活保障のために。

死亡退職金・弔慰金資金

経営者にとって、死亡退職金・弔慰金は単に家族の生活を守るだけでなく、相続税の納付や相続財産の円滑な分割のための資金となります。

【死亡退職金の目安】

死亡時報酬月額×役員通算在任年数×功績倍率+ α (α =功労加算金)

【弔慰金の目安】

死亡時報酬月額×36ヵ月分(業務上死亡)
死亡時報酬月額×6ヵ月分(業務外死亡)

事業のスムーズな承継のために。

事業承継・相続対策資金

経営者の財産は、築きあげた企業の自社株・不動産といった流動性の低い資産が大部分を占めることが多く、経営者に万一のことがあった場合、相続税納付・相続分割問題を解決するための資金が必要です。また、後継者による経営が軌道に乗るまで、安定した流動資産の確保も必要です。

- 自社株その他個人財産の評価と相続税の関係を10年先、20年先まで読むことが大切です。
- 後継者に自社株を相続させた場合、他の相続人の財産分与対策にも配慮します。

ご勇退後の豊かな生活のために。

退職慰労金・セカンドライフ資金

経済の好・不況、業績の良否に左右されずに退職金を会社が支払うには、また、会社の財務を圧迫せずに高額な退職金を捻出するには、計画的な財源の確保が必要です。また、健康で長生きするだけでなく、豊かでゆとりのある第二の人生を楽しむための資金的な準備が今から必要です。

【退職慰労金の目安】

最終報酬月額×役員通算在任年数×功績倍率+ α (α =功労加算金)

エイアイジー・スター生命の「逓増定期保険(07)」が、あなたの企業が抱える課題を解決いたします。

成長する企業に、 成長する“あんしん”を。

エイアイジー・スター生命が、あなたのチカラになります。

逓増定期保険(07)

メリット1

**一定期間経過後50%複利で保障額が増加!
しかも保険料は一定のままです。**

年齢とともに拡大していく経営者の方の責任に合わせて、一定期間を経過した後、保険金額が50%複利で毎年増加します(基本保険金額の5倍を限度)。

企業の後継者の方が事業を承継される前にご加入いただければ、事業承継後に急激に増える必要保障額にも対応可能です。

メリット2

弔慰金・死亡退職金等の準備ができます。

経営者の方に万が一のことがあったときのための事業保障資金や死亡退職金・弔慰金資金をご準備いただけます。

メリット3

**退職金等の資金として解約返戻金をご活用できます。
また、契約者貸付もご利用できます。**

ご勇退時に解約すれば、生存退職慰労金・功労金の資金をご用意いただけます。

また、緊急資金の調達時には、解約返戻金の所定の範囲内で契約者貸付もご利用いただけます。

メリット4

**日本人の死亡原因第一位^{*}のがんの場合に
受取保険金額が増加する特則もご用意。**

がんによる死亡・高度障害時に割り増しして保険金をお支払いする「がん割増保障特則」もご用意しました。

※厚生労働省「平成21年人口動態統計(確定数)の概況」

メリット5

**当初所定の期間、保険料は半額を損金算入できます。
(法人が保険料を負担し、死亡保険金受取人になる場合)**

法人税・事業税・住民税が軽減^{**}されます。保険料の実質負担を抑えることができます。

※法人税基本通達9-3-5、平成20年2月28日課法2-3、課審5-18による。
※将来「税制」等が変更された場合は、異なった経理処理になることがあります。

企業の成長に合わせて増加する保障で、 あなたの事業計画をバックアップします。

ご契約例

法人契約のご契約例 (50歳・男性)

契約者……………法人
被保険者……………役員
死亡保険金受取人……………法人

無配当逓増定期保険(初期低解約返戻金型)
 保険期間……………22年(前期期間5年/後期期間17年)
 保険料払込期間……………22年
 年払保険料……………5,835,650円
 基本保険金額……………5,000万円
 逓増率 前期期間……………0%
 後期期間……………50%(複利)
 逓増限度……………基本保険金額の5倍
 がん割増率……………40%
 ※基本保険金額とはご契約時の保険金額のことです。

逓増率50%(複利)!

逓増開始年度から毎年、前保険年度の保険金額の50%ずつ増加します。

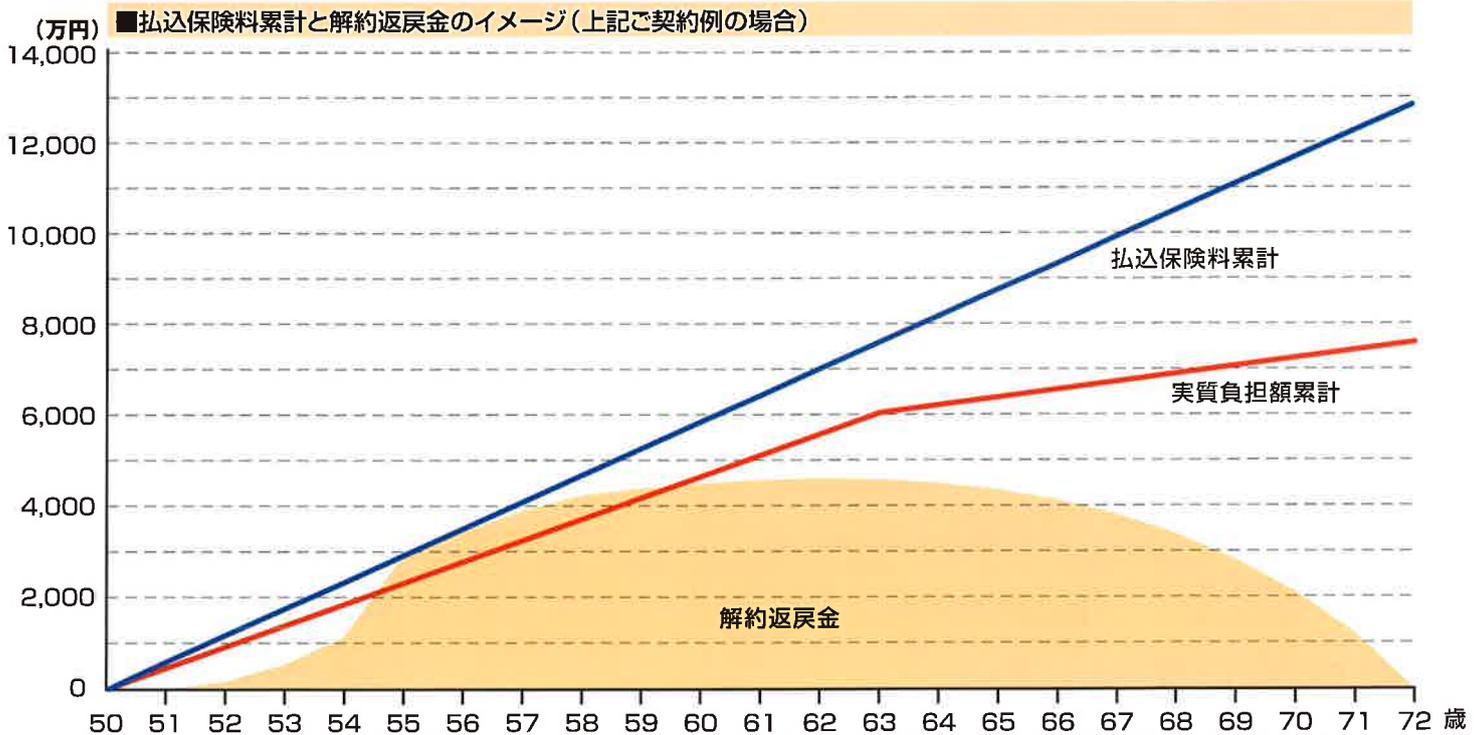
(基本保険金額の5倍を限度)

成長に応じて 保障が増加!

一定期間後、保険金額が毎年増加。
企業の成長に合わせた保障が準備
できます。



50歳
(ご契約)



※このグラフはイメージを記載しています。保険料の払込方法(月払・年払等)により実際の形状と異なる場合があります。

がんは手厚く 140%保障!

がんによる死亡・高度障害のときは、死亡・高度障害保険金に割増してがん死亡・がん高度障害保険金をお支払いします。がん死亡・がん高度障害保険金額は死亡・高度障害保険金額にがん割増率(40%)を乗じたものになります。

※がん割増保障特別を適用した場合

払済保険への変更も可能!

当社所定の範囲でご契約を払済終身保険または払済定期保険に変更できます。



●商品の詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

■ご契約の推移(前記ご契約例の場合)

① 保険 年度	② 年齢 (歳)	③ 保険金額 (万円)	④ 年間払込保険料 (約 万円)	⑤ 損金算入額 (約 万円)	⑥ 実質負担額 (約 万円)	⑦ 払込保険料累計 (約 万円)	⑧ 実質負担額累計 (約 万円)	⑨ 解約返戻金 (約 万円)	⑩ 単純返戻率 (⑨÷⑦)	⑪ 実質返戻率 (⑨÷⑥)
1	51	5,000	583.5	291.7	463.9	583.5	463.9	0.0	0.0%	0.0%
2	52	5,000	583.5	291.7	463.9	1,167.1	927.8	101.5	約 8.6%	約 10.9%
3	53	5,000	583.5	291.7	463.9	1,750.6	1,391.8	475.5	約 27.1%	約 34.1%
4	54	5,000	583.5	291.7	463.9	2,334.2	1,855.7	1,083.0	約 46.3%	約 58.3%
5	55	5,000	583.5	291.7	463.9	2,917.8	2,319.6	2,884.5	約 98.8%	約 124.3%
6	56	7,500	583.5	291.7	463.9	3,501.3	2,783.6	3,405.5	約 97.2%	約 122.3%
7	57	11,250	583.5	291.7	463.9	4,084.9	3,247.5	3,866.0	約 94.6%	約 119.0%
8	58	16,875	583.5	291.7	463.9	4,668.5	3,711.4	4,212.0	約 90.2%	約 113.4%
9	59	25,000	583.5	291.7	463.9	5,252.0	4,175.4	4,360.5	約 83.0%	約 104.4%
10	60	25,000	583.5	291.7	463.9	5,835.6	4,639.3	4,472.0	約 76.6%	約 96.3%
11	61	25,000	583.5	291.7	463.9	6,419.2	5,103.2	4,548.5	約 70.8%	約 89.1%
12	62	25,000	583.5	291.7	463.9	7,002.7	5,567.2	4,580.5	約 65.4%	約 82.2%
13	63	25,000	583.5	291.7	463.9	7,586.3	6,031.1	4,557.0	約 60.0%	約 75.5%
14	64	25,000	583.5	1,005.0	171.5	8,169.9	6,202.6	4,474.0	約 54.7%	約 72.1%
15	65	25,000	583.5	1,005.0	171.5	8,753.4	6,374.1	4,327.0	約 49.4%	約 67.8%
16	66	25,000	583.5	1,005.0	171.5	9,337.0	6,545.6	4,104.5	約 43.9%	約 62.7%
17	67	25,000	583.5	1,005.0	171.5	9,920.6	6,717.1	3,786.0	約 38.1%	約 56.3%
18	68	25,000	583.5	1,005.0	171.5	10,504.1	6,888.6	3,354.5	約 31.9%	約 48.6%
19	69	25,000	583.5	1,005.0	171.5	11,087.7	7,060.1	2,789.5	約 25.1%	約 39.5%
20	70	25,000	583.5	1,005.0	171.5	11,671.3	7,231.6	2,065.5	約 17.6%	約 28.5%
21	71	25,000	583.5	1,005.0	171.5	12,254.8	7,403.1	1,149.0	約 9.3%	約 15.5%
22	72	25,000	583.5	1,005.0	171.5	12,838.4	7,574.6	0.0	0.0%	0.0%

※この保険は初期低解約返戻金型です。低解約返戻金期間(ご契約から4年間)中は解約返戻金を抑制するしくみで保険料を計算しています。※上表は、契約者および死亡保険金受取人を法人、被保険者を役員または従業員とする契約形態の場合について記載しています。※法人税等の実効税率を41%として計算しています。

※税務の取扱に関しては、関与税理士など専門家にご確認ください。また、税制は将来において変更されることがあります。※契約形態等により、解約返戻金等に課税されることがあります。(上表においては、お受取時の税務処理を考慮しておりません。)*上表は各年度末の数値を記載しています。ただし、各年度における年齢は次年度開始時点のものとしています。

後期期間(17年)
50%複利で毎年増加します。(基本保険金額の5倍限度)
保険料払込期間:22年

72歳
(満了)

がん死亡・
がん高度障害保険金額
1億円

死亡・高度障害保険金額
2億5,000万円

「通増定期保険(07)」は無配当通増定期保険(初期低解約返戻金型)の愛称です。

無配当通増定期保険(初期低解約返戻金型)についてのご注意

- 低解約返戻金期間中は解約返戻金に低解約返戻金割合を乗じた金額をこの期間の解約返戻金とするため、解約返戻金の水準が低くなります。

保険年度	第1保険年度	第2保険年度	第3保険年度	第4保険年度
低解約返戻金割合	0%	10%	30%	50%

- 低解約返戻金期間は責任開始日から4年間です。ただし、低解約返戻金割合は解約の時期にかかわらず、払い込まれた最終の保険料の属する保険年度の低解約返戻金割合を適用しますので、責任開始日より4年以上経過した場合でも解約返戻金の水準が低くなる場合があります。

保険金の支払事由

保険金	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき	支払事由に該当した日の保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	責任開始日または復活日以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に高度障害状態になられたとき	支払事由に該当した日の保険金額	被保険者 ※契約者が法人でかつ死亡保険金受取人の場合は契約者
がん死亡保険金	【がん割増保障特則を適用した場合】 主契約の責任開始日または復活日以後に初めて診断確定されたがんを直接の原因として保険期間中に死亡されたとき	被保険者が支払事由に該当した日の保険金額×がん割増率(40%)	主契約の死亡保険金受取人
がん高度障害保険金	【がん割増保障特則を適用した場合】 主契約の責任開始日または復活日以後に初めて診断確定されたがんを直接の原因として保険期間中に高度障害状態になられたとき	被保険者が支払事由に該当した日の保険金額×がん割増率(40%)	被保険者 ※契約者が法人でかつ死亡保険金受取人の場合は契約者

事業保険についての留意事項

- ご加入に際して、支払保険金の全部または相当部分が死亡退職金として支払われる旨の記載がある「社内規定」の写しをご提出ください。会社に「社内規定」がない場合は、「生命保険契約付保に関する規定」の写しをご提出ください。
- 死亡保険金・高度障害保険金・がん死亡保険金・がん高度障害保険金をお受取の際は、被保険者または死亡退職金等の受給者による保険金請求内容の確認書をお受取人(法人)からご提出いただきます。

高額割引制度について

- ご契約内容が当社所定の要件を満たす場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料が割安になります。なお、保険金額を減額した場合等の契約内容の変更により、所定の要件を満たさなくなった場合は、それ以後の高額割引制度の適用はなくなります。くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

保険金・給付金のお支払について

- 保険金・給付金のお支払について、受取人の故意によるものや、ご契約後3年以内の自殺によるもの等、お支払いできない場合があります。くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

がん割増保障特則について

- がんによる死亡・高度障害のとき、がん死亡・がん高度障害保険金を割増してお支払いするがん割増保障特則を適用することができます。
- がん割増保障特則の適用後は、主契約が消滅する場合を除き、この特則の取消は取り扱いません。

払済保険への変更について

- 当社所定の要件を満たした場合、契約者のお申出により、「払済終身保険」(保険料払込済の終身保険)、または、「払済定期保険」(保険料払込済の95歳満期の定期保険)に変更することができます。なお、払済終身保険・払済定期保険の保険金額は通増せず、また、適用されているがん割増保障特則は消滅します。

1/2損金型の保険料の経理処理方法(法人税基本通達9-3-5、平成20年2月28日課法2-3、課審5-18)

- 契約者:法人、被保険者:役員・従業員、死亡保険金受取人:法人の場合

保険期間の当初6割相当期間(前払期間)

保険料の1/2・・・損金算入 保険料の1/2・・・資産計上

借方	貸方
生命保険料 XXX円 前払保険料 XXX円	現金・預金 XXX円

保険期間の残余4割相当期間

保険料の全額を損金算入し、さらに当初6割相当期間の資産計上累計額を残余期間で均等に取崩して損金算入

借方	貸方
生命保険料 XXX円	現金・預金 XXX円 前払保険料 XXX円

※個別の取扱いにつきましては、所轄税務署または関与税理士等の専門家にご確認ください。

※また、上記は2010年11月末日現在の税制によるもので、当該税制が将来も変更されことなく維持される保証はありません。当該税制につきましては、保険期間中に変更されることがありますのでご注意ください。

配当金等について

- この保険に満期保険金・配当金はありません。

当社の担当者(生命保険募集人)はお客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができますので生命保険募集人の権限などに関しましてご確認をご希望の場合には、下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】 エイアイジー・スター生命カスタマーサービスセンター 0120-160-414
受付時間 月～金 9:00～18:00/土 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

ご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」「注意喚起情報」「契約概要(ご提案書)」を必ずご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」「注意喚起情報」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等について説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

【「ご契約のしおり・約款」記載事項の例】

- お申込の撤回(クーリング・オフ)について
- 告知制度のご案内(詳細版)
- 保険金等をお支払いできない場合について
- 配当金について
- 解約と解約返戻金について
- 契約内容の変更等について

保険種類・特約種類をお選びいただく際には

「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている「定期保険」です。「保険種類のご案内」は当社の担当者または、最寄りの支社・機関にご請求ください。

あなたのご相談役

[引受保険会社]

 **AIGスター生命**

エイアイジー・スター生命保険株式会社
〒130-8660 東京都墨田区太平4-1-3 オリナスター
カスタマーサービスセンター ☎0120-160-414
www.aigstar-life.co.jp